

○北アフリカ研究センター細則

〔平成19年4月14日〕
北アフリカ研究センター部局細則第1号
改正 平成24年部局細則 1号

北アフリカ研究センター細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第54条第4項の規定に基づき、北アフリカ研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、北アフリカにおけるバイオサイエンス、環境・エネルギー、人文社会科学、ICT・イノベーション分野の地域特異性を考慮した総合的研究を推進し、筑波大学における北アフリカ圏の学術研究の高度化及び新たな研究分野の創出に寄与することを目的とする。

(研究部門)

第3条 センターに、次に掲げる研究部門を置く。

- (1) バイオサイエンス部門
- (2) 環境・エネルギー部門
- (3) 人文社会科学部門
- (4) ICT・イノベーション部門

(運営委員会)

第4条 センターに、基本規則第57条に規定する運営委員会として、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、センターの運営に関する重要事項を審議するものとする。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センターの長（以下「センター長」という。）
- (2) センターに勤務する大学教員 若干人
- (3) 人文社会系に所属する大学教員 若干人
- (4) ビジネスサイエンス系に所属する大学教員 若干人
- (5) 数理物質系に所属する大学教員 若干人
- (6) システム情報系に所属する大学教員 若干人
- (7) 生命環境系に所属する大学教員 若干人
- (8) 芸術系に所属する大学教員 若干人
- (9) 医学医療系に所属する大学教員 若干人
- (10) 図書館情報メディア系に所属する大学教員 若干人

(11) 北アフリカ・地中海事務所運営管理者

(12) その他センターの維持運営に係る大学教員 若干人

- 3 センター長は、前項第2項第2号から第10号及び第12号の委員の選出に当たっては、当該大学教員の所属長の了承を得るものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

- 第5条 前条第2項第2号から第10号及び第12号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(副センター長)

- 第6条 センターにセンター長の命を受け、その業務について企画及び調整を行うため、副センター長を置く。
- 2 副センター長は、センターに勤務する大学教員のうちから、センター長が指名する。

(次長)

- 第7条 センターの次長は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第27条第2項に規定する職務を行うとともに、センター長の命を受け、所掌業務を処理し、所属職員を監督する。

(共同研究員及び客員共同研究員)

- 第8条 法人の職員その他の者で、センターの研究に従事するものを共同研究員又は客員共同研究員として受入れることができる。
- 2 共同研究員又は客員共同研究員の受入れに当たっては、センター長が学長に当該研究員の指名又は委嘱を依頼する。
 - 3 共同研究員又は客員共同研究員の受入れの期間は、2年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(雑則)

- 第9条 この部局細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平成19年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の施行前に運営委員会の委員である者であって、この部局細則の施行後も当該委員として任期が引き続くものについては、この部局細則により運営委員会の委員となるものとみなす。ただし、その任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、この部局細則の施行の日から平成20年3月31日までとする。

附則

- 1 この部局細則は、平成24年2月14日から施行し、平成23年10月1日から適用する。
- 2 この部局細則の適用の際現に改正前の北アフリカ研究センター細則（以下「旧細則」という。）第4条第2項第3号から第8号の規定により委員である者については、この部局細則の適用の日に、改正後の北アフリカ研究センター細則第4条第2項第3号から第10号の規定により委員となるものとみなす。この場合において、その任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、旧細則第5条第1項の規定によるものとする。